

島根県海岸保全基本計画検討委員会

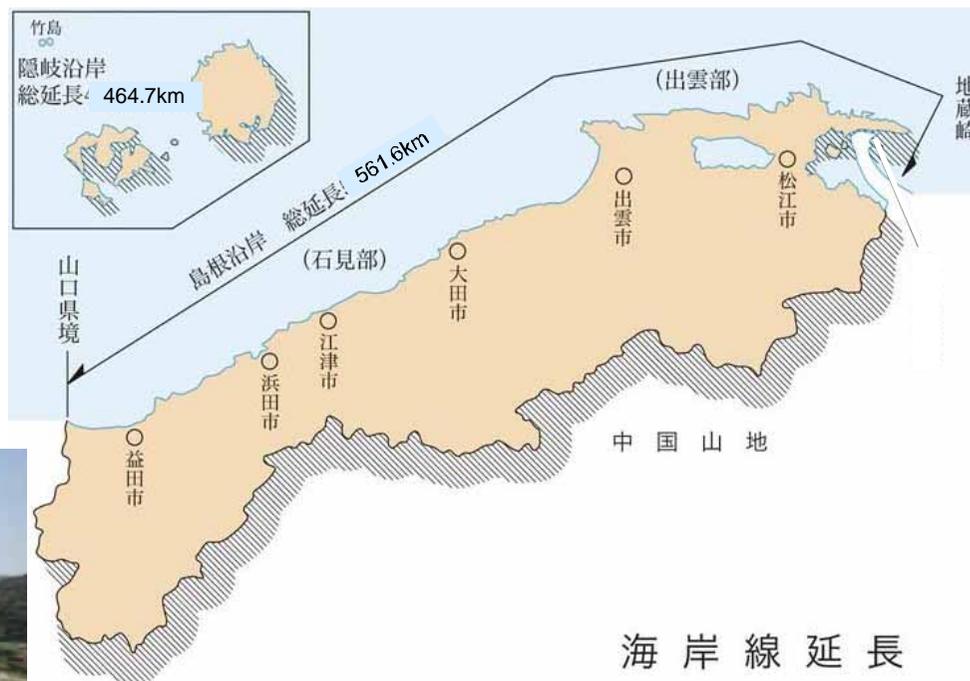
第1回【概要説明資料】



【北浦海岸(松江市)】
水管理・国土保全海岸

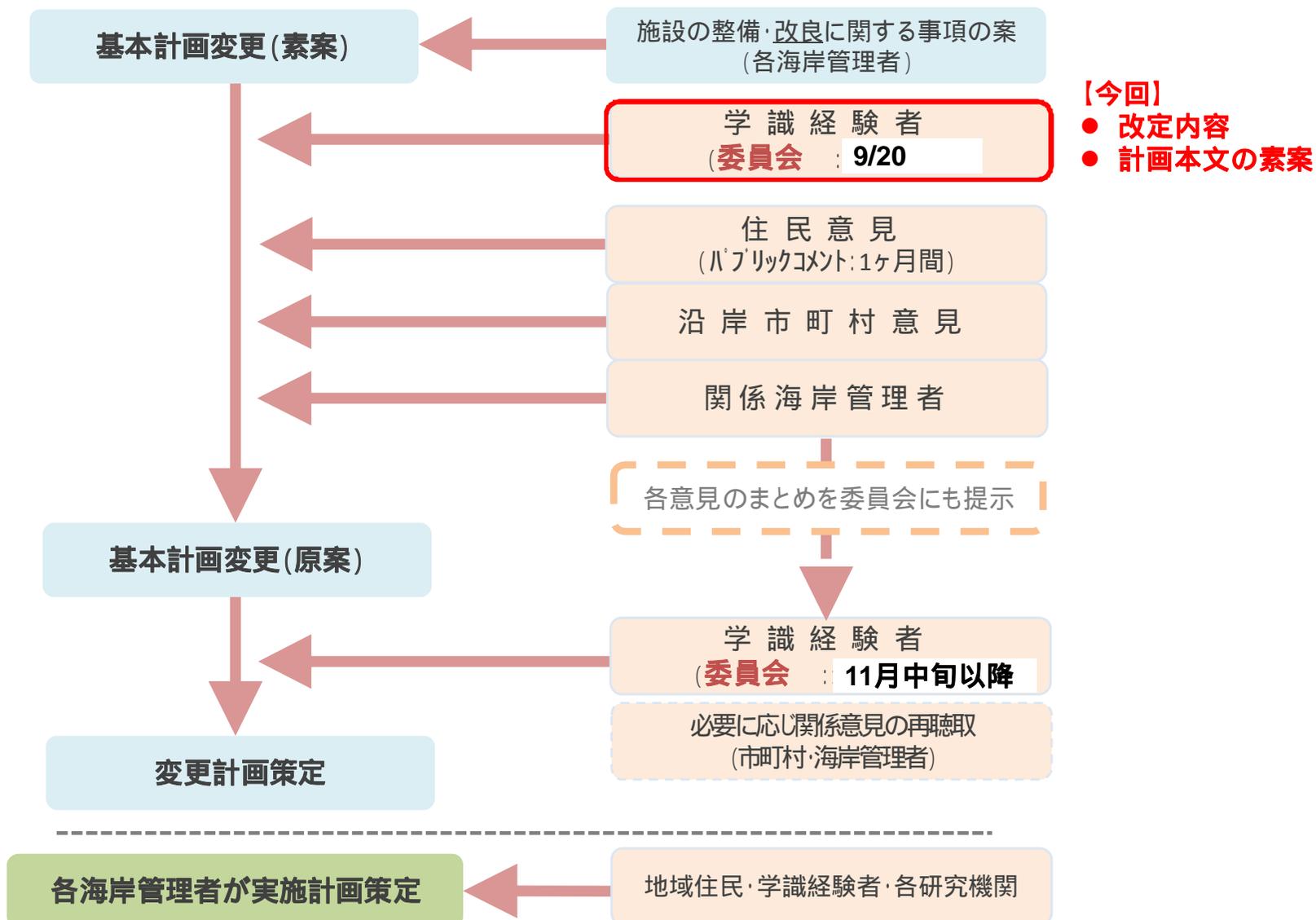


【七類港海岸(松江市)】
港湾海岸



大項目	小項目	ページ
1. 海岸の概要と 海岸保全基本計画	(1) 全国からみた島根県の海岸の特徴 (2) 基本用語 (3) 海岸保全区域の所管及び海岸管理者 (4) 島根県の海岸保全基本計画の改定履歴	
2. 今回の基本計画改定の 背景	(1) 海岸法の改正と海岸保全計画改定の経緯 (2) 今後の海岸管理のあり方について (3) 新しい津波対策に対する島根県の取り組み (4) 近年の海岸整備事業 (5) 社会環境やニーズの変化に対する島根県の取り組み	
3. 海岸保全基本計画の 理念と変更箇所	(1) 計画の基本理念 (2) 計画の変更箇所	
4. 海岸の保全に関する基 本的事項	(1) 防護面での基本方針 (2) 環境面での基本方針 (3) 利用面での基本方針	
5. 海岸保全施設の整備 に関する基本的事項	(1) 海岸保全施設の新設又は改良 (2) 海岸保全施設の維持又は修繕	
6. その他留意事項等	その他重要事項、留意事項	
参考資料		

■ 本委員会は、「H26年6月の海岸法の一部改正」、「H27年2月の海岸保全に関する基本方針：国土交通省」を受けて改定する、『島根県の海岸保全基本計画』内容について審議するものである。



【今回】
● 改定内容
● 計画本文の素案

堤防の高さ等については、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮し、海岸管理者が適切に定めるもの。

1. 海岸の概要と海岸保全基本計画

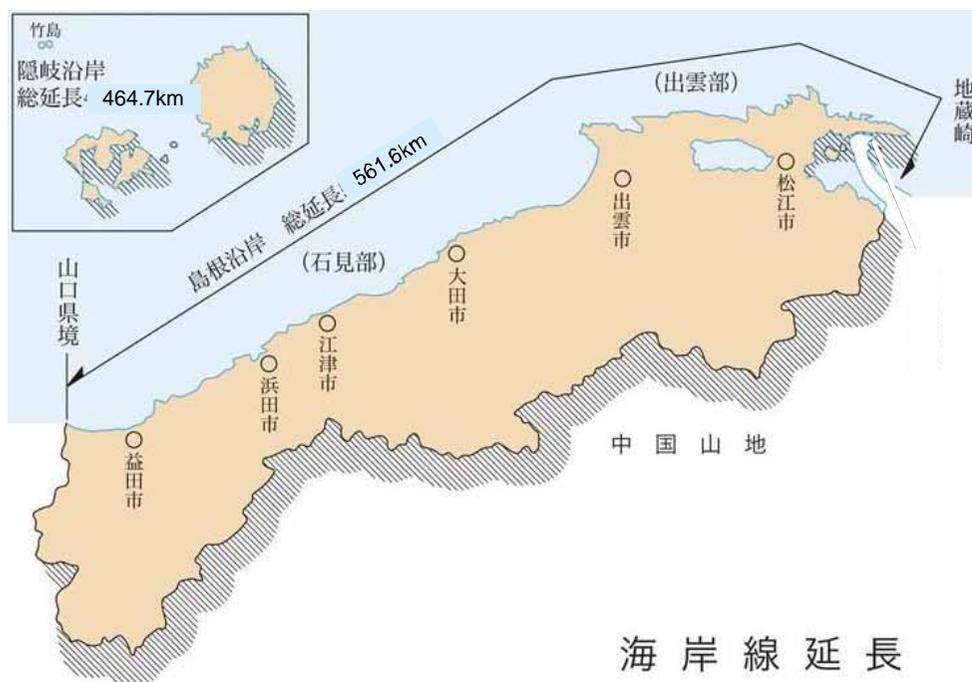
- 県内の海岸総延長：約1,026.3km(島根沿岸561.6km、隠岐沿岸464.7km)
- 海岸保全区域の延長は約160.9kmであり、海岸総延長の約16%

■ 【島根沿岸】

- ・島根半島の海岸線は大半がリアス式海岸
- ・出雲市西部から県西部にかけては砂浜海岸やリアス式海岸で形成

■ 【隠岐沿岸】

- ・海岸線は複雑な岩礁絶壁が続き、大半がリアス式海岸(一部に砂浜海岸あり)
- ・ほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定



- 全国的にみると、島根県は冬季風浪等にさらされて海岸侵食の激しい地域にあたる
- 高波による海岸保全施設の被災が発生しており、海岸背後の人命や財産および国土を保全することが極めて重要

【和木波子海岸 (江津市)】

平常時
撮影日:平成22年7月



防砂牆

高波浪による
海岸侵食、施設
被害が頻発



高波・海岸侵食への対応が課題

波浪発生時の状況
撮影日:平成24年4月



防砂牆の被災状況

【持石海岸 (益田市)】

【被災前】

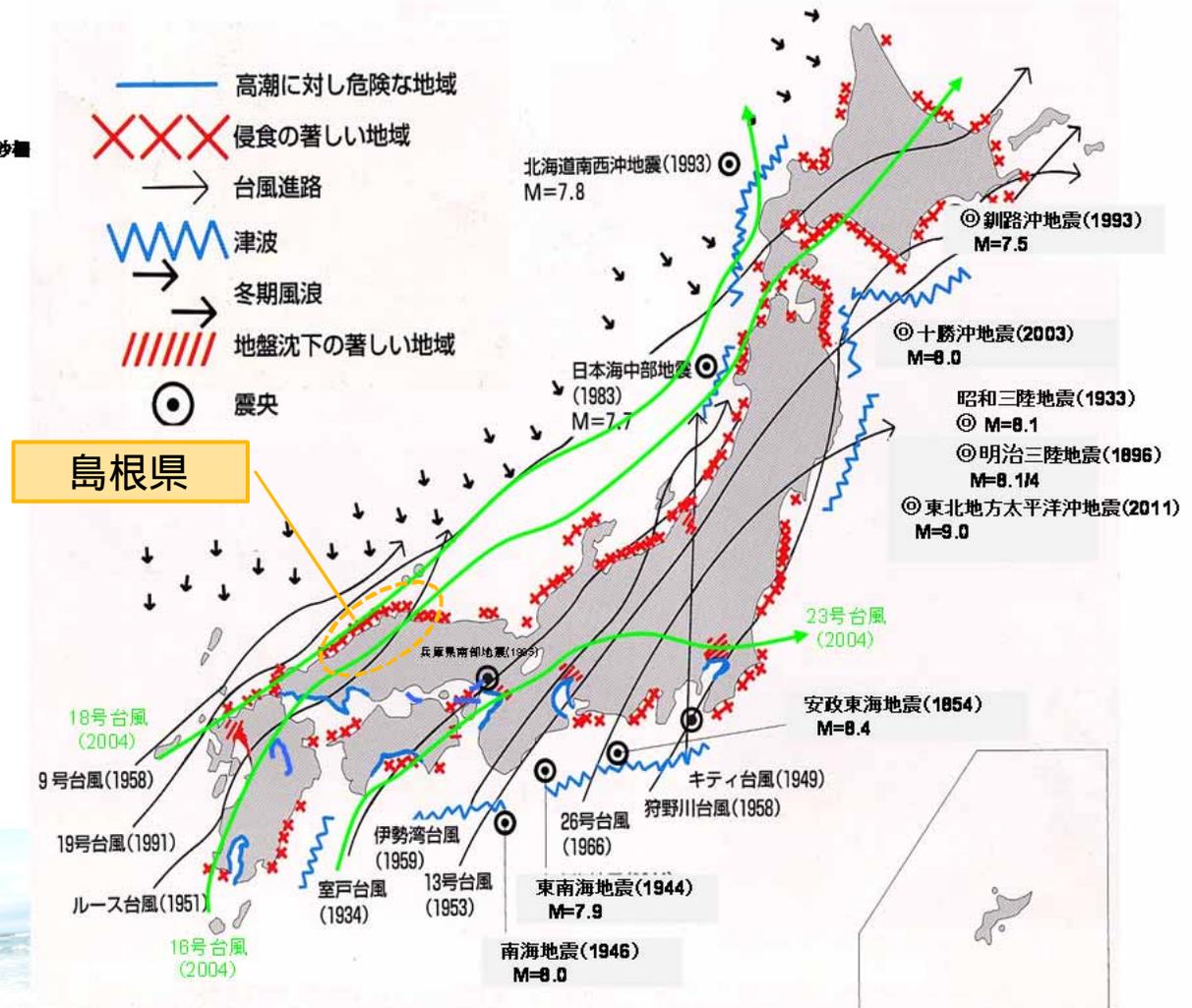


【被災後】



護岸の侵食

撮影日:平成24年4月



出典) 国土交通省他: 海岸行政の最近の動向、H27

■ 県内に見られる様々な海岸形状

岩礁



崖



砂浜



【琴ヶ浜海岸(大田市)】

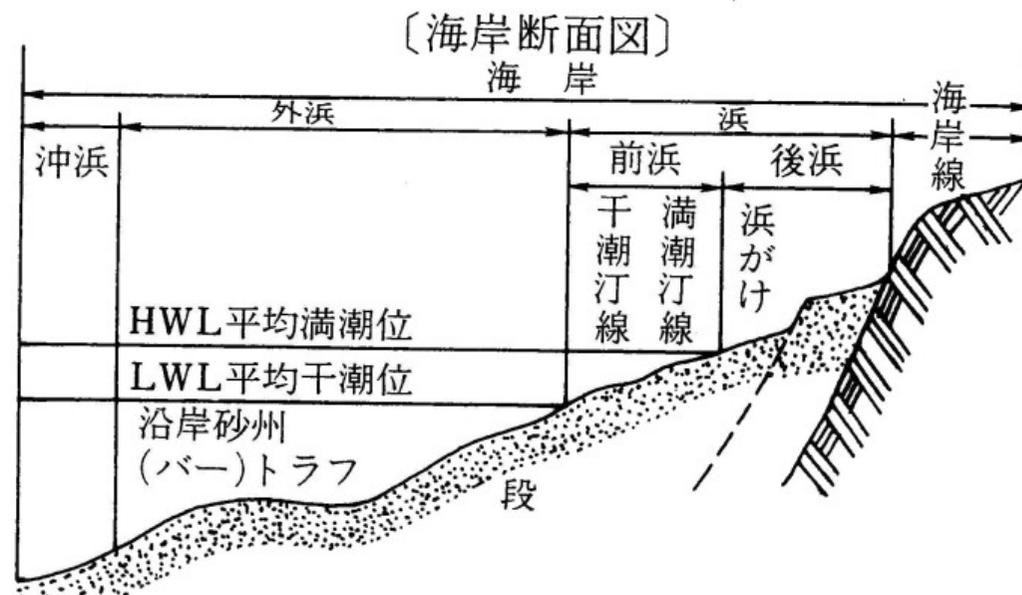
磯浜



【石見曇ヶ浦(浜田市)】

海岸とは：陸と海と相接する地帯 ...広辞苑より

- 汀線：陸と海水面の交差する線
- 潮位：海面の位置(潮汐)
- 満潮(干潮)：海面が上昇(下降)しきった状態
- 大潮(小潮)：潮位差が最大(小)となる時期
- H.W.L(L.W.L)：平均満(干)潮位



海岸保全区域とは

【海岸法第3条より】

定義：高潮・波浪等の外力から背後地を防護すべき区域、都道府県知事が指定

範囲：干潮時の水際線から50m沖側～満潮時の水際線から50m陸側(一般的な指定例)

海岸保全施設とは

【海岸法第2条より】

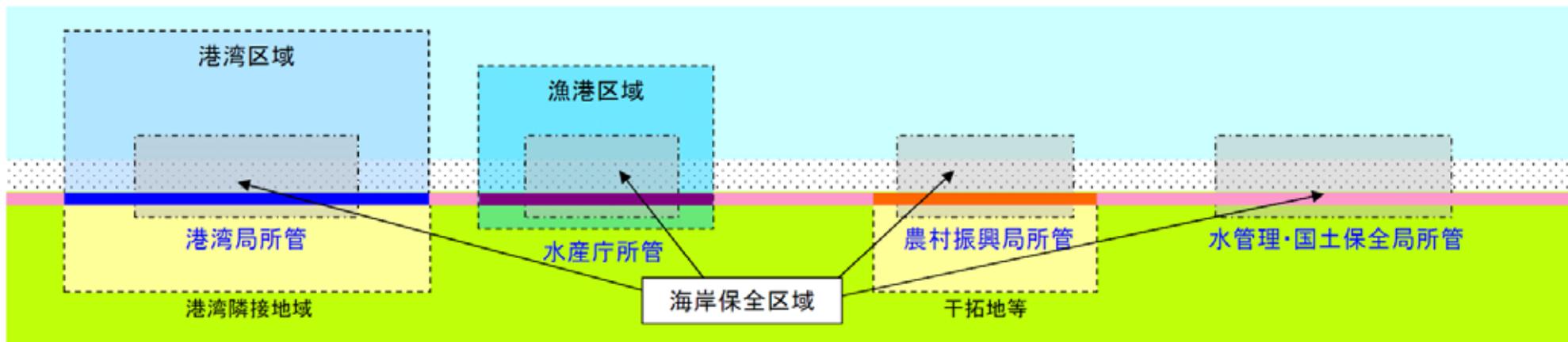
定義：保全区域内にある海水の侵入または侵食を防止するための施設

種類：堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、水門、(砂浜、樹林) 等

公共海岸：国または地方自治体が所有する公共用の海岸、管理するために指定した海岸

一般公共海岸：海岸保全区域以外の公共海岸

砂浜、樹林：海岸管理者が指定するものに限る



港湾の海岸

港湾管理者の長が管理



漁港の海岸

漁港管理者である地方
公共団体の長が管理



干拓地等の農地に隣接する海岸

都道府県知事等が管理



左記以外の海岸

都道府県知事等が管理

出典) 国土交通省他: 海岸行政の最近の動向、H27

審議対象・範囲 (海岸保全区域) のイメージ

海岸法の制定〔昭和31年〕

- 昭和28年9月、東海地区に上陸した台風13号による被害を受け、特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法が制定
- 海岸を防護することを目的に、昭和31年に「海岸法」が制定
- 津波、高潮、波浪等の海岸災害からの防護のための海岸保全の実施



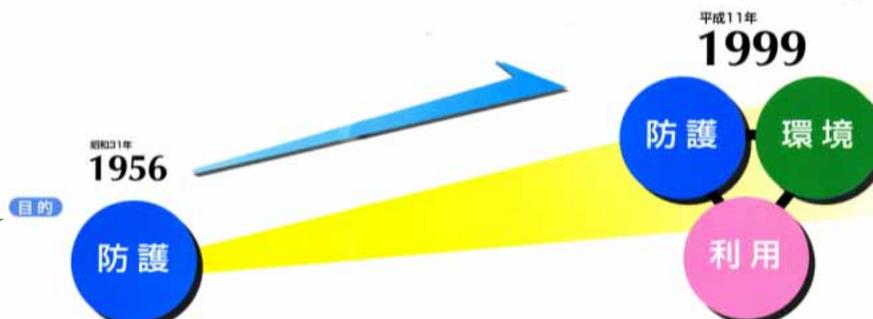
愛知県常滑市榎戸付近の海岸



愛知県名古屋市大江付近

海岸法の一部改正〔平成11年〕

- 海岸の防護に加え、海岸環境の整備・保全、公衆の海岸の適正な利用を法目的に追加
- 防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設
- 地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設
- 海岸法の対象となる海岸の拡張
- 国の直轄管理制度の導入



原計画

島根沿岸 海岸保全基本計画(H15年3月策定、H21年3月改定)
 隠岐沿岸 海岸保全基本計画(H15年3月策定、H19年3月改定)

海岸法の一部改正〔平成26年〕

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

切迫する南海トラフ地震等に備えた海岸における防災・減災対策の強化



〔東日本大震災における津波による甚大な被害〕

海岸保全施設の老朽化への早急な対策



〔堤防の点検〕

など

2. 今回の基本計画改定の背景

H15.3 島根沿岸海岸保全基本計画（H19.3、H21.3一部改定）

H15.3 隠岐沿岸海岸保全基本計画（H19.3一部改定）



前回の大幅改定から8年経過

H18.2 海岸景観形成ガイドライン

H20.6 生物多様性基本法

H21.7 海岸漂着物処理推進法



環境・景観配慮に関連する法制度の策定

H23.3.11 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）

H23.7 設計津波の水位の設定方法等について（国土交通省通知）

H23.9 国土交通省の調査会

新しい津波対策の考え方（2つのレベルの津波、粘り強い構造など）
今後の海岸管理のあり方 提言

H23.12 津波防災地域づくりに関する法律



H26.6 海岸法の一部改正

H27.2 海岸保全に関する基本方針

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
 - 水門・陸閘等の操作規則等の策定
 - 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
 - 海岸協力団体制度の創設
- など

H27.6 景観法の一部改正



H27.10～H29.3 島根県地震津波防災対策検討委員会（設計津波水位の設定・津波浸水想定の設定）



津波対策、施設の維持修繕を含む改正海岸法への対応

H29.3（予定） 島根沿岸・隠岐沿岸の海岸保全基本計画の改定

「今後の海岸管理のあり方について」とりまとめ「概要」

参考資料

1. 海岸管理における減災対策の明確化

(1) 海岸保全施設の減災機能の明確化と整備の推進

- 海岸管理における減災対策の明確化
海岸保全施設の減災機能(浸水深の低減、避難時間の確保等)を明確化し、整備を推進
- 新技術の導入等
減災対策は新しい取り組みであり、早期に技術の確立、普及、人材育成を行うことが必要
- 国の役割
国は、減災対策の強化のための仕組みの整備、技術的基準の整備・普及、人材育成及び地方公共団体への支援を実施

(2) 沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進

- 沿岸地域における総合的な防災・減災対策の推進
海岸管理と避難・土地利用の観点から市町村等が実施する防災・減災対策との連携・調整、河川や海岸防災林、防災公園等における防災・減災対策との連携・調整等
- 国の役割
国は、関係機関による事業連携等が円滑に行われるための枠組みを整備

(3) 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の確保

- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保
- 水門、陸閘等の統廃合、常時閉鎖又は自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進
- 操作ルール策定や平常時の点検・訓練、更新等の実施
- 国の役割
施設の効果的な管理運用体制を確保するための仕組みを整備するとともに、人材育成、研修等の実施、地方公共団体等に対する技術的支援や財政的支援を実施

(4) 市町村、民間団体等との連携強化

- 市町村、民間団体等との連携強化
市町村が日常的な海岸管理を行う制度の活用促進
海岸で自発的に活動している民間団体等との連携強化
環境保全や利用の適正化について、都道府県や市町村が地域の実情に応じて実施している施策との連携強化
地域の行政経験者や技術者による点検等の維持管理への協力体制の構築
- 国の役割
市町村、民間団体等との連携強化のための仕組みを整備

2. 海岸の維持管理の充実

(1) 適切な維持管理の徹底

- 予防保全の考え方に基づく適切な維持管理の徹底
長寿命化計画の作成等により、予防保全型の維持管理・更新を徹底
従来の手法と組み合わせた新技術等の導入
維持管理・危機管理のための人材育成や研修・訓練
維持管理に不可欠な業種が事業を継続できるよう配慮
- 海岸保全、モニタリング等を行う区域の適切な設定
海岸保全に影響を与える区域について、モニタリング等により状況を把握
環境等の観点から、陸域や沖合まで一体的に海岸を保全することについても検討
- 国の役割
海岸の適切な維持管理を確保するための仕組みを整備
海岸保全施設を適切に維持管理するため、基準、マニュアル等の整備や技術的支援の実施

(2) 海岸管理に関するデータ管理の徹底

- 海岸管理に関するデータ管理の徹底
整備、点検、診断、対策といった一連の流れの記録が重要
データベースは、簡単に入力でき、受け渡しできるなど、担当者が代わっても継続できる仕組みが必要
現地の距離標の整備等の地理的な情報の整備を工夫
- 国の役割
データベースのプロトタイプ作成等の技術的支援を実施
国土保全の観点から、波や地形の情報を収集・分析して施策を検討

3. 国土保全

(1) 侵食対策

- 侵食対策の一層の推進
予防保全の観点から、砂浜の侵食対策を推進
土砂収支の改善のため、漂砂系単位で土砂収支を調査し対策を検討
- 総合的な土砂管理のための体制整備
河川の上流から海岸までの流砂系における総合的な土砂管理のため、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を強化
- 国の役割
海岸線のモニタリング調査の結果を分析し、戦略的な海岸侵食対策を実施

(2) 沖ノ鳥島の保全

- 国は、2つの小島だけでなく、環礁全体を保全するため、万全の対策を講ずる必要

(3) 地球温暖化への適応策の実施

- 地球温暖化への適応策の実施
施設の補修・更新時に堤防のかさ上げを行うなど維持管理と併せて対策を実施
不確実性があるものの、外力の変化をあらかじめ見込んだ対策を実施
被害が起こることを前提とした危機管理対策の充実、市町村等への情報提供及び土地利用等と連携した対策の実施
- 国の役割
これまでの検討を具体化し、維持管理との連携等の実施方を検討

2-3-1 二つのレベルの津波に対応した総合的津波対策

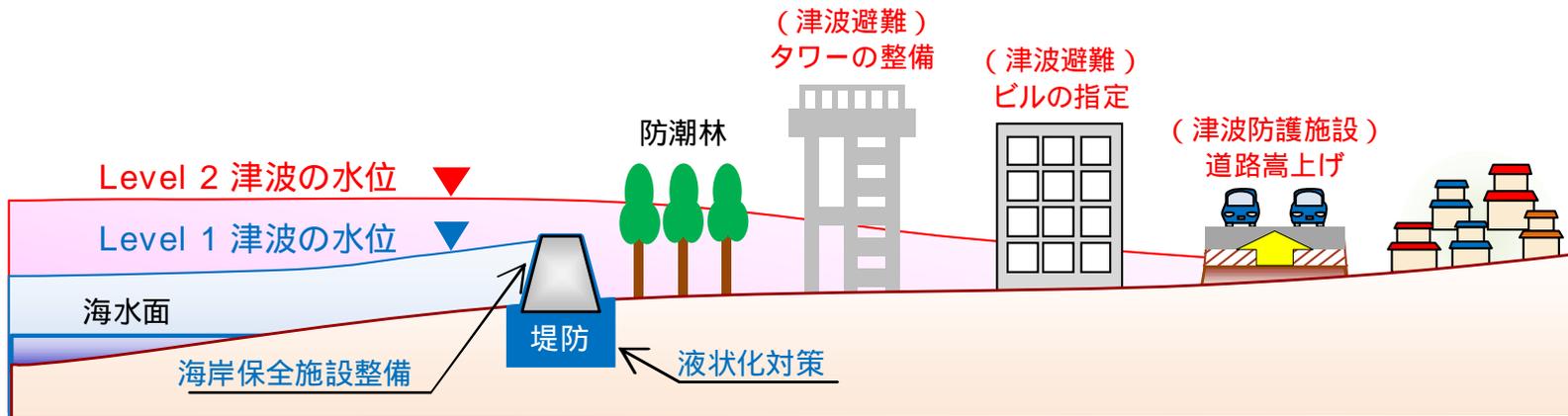
比較的発生頻度の高い津波 (Level1津波)

施設整備の目安となる「設計津波の水位」を設定
今回の海岸保全基本計画(改定)の検討対象

津波レベル:

最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度が高く、浸水被害が懸念される津波対策の基本的考え方 (防災)

- ✓ 人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備してハード対策を実施していく。
- ✓ 海岸保全施設等の高さが設計津波水位より低い場合は、管理者や背後地の利用状況を勘案し、堤防嵩上げを含めた地域実情を踏まえた対応を実施する。



最大クラスの津波 (Level2津波)

科学的知見に基づいて現時点で想定される最大の津波に対する「津波浸水想定」の実施

津波レベル:

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波対策の基本的考え方 (減災)

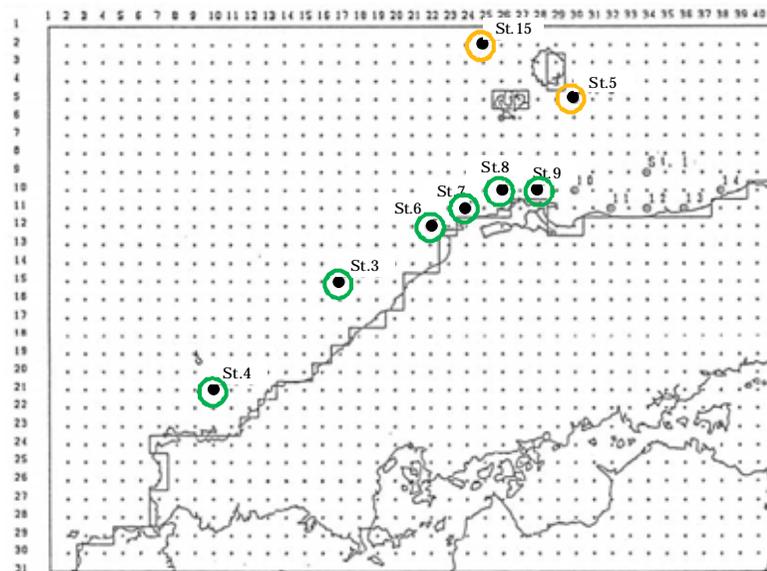
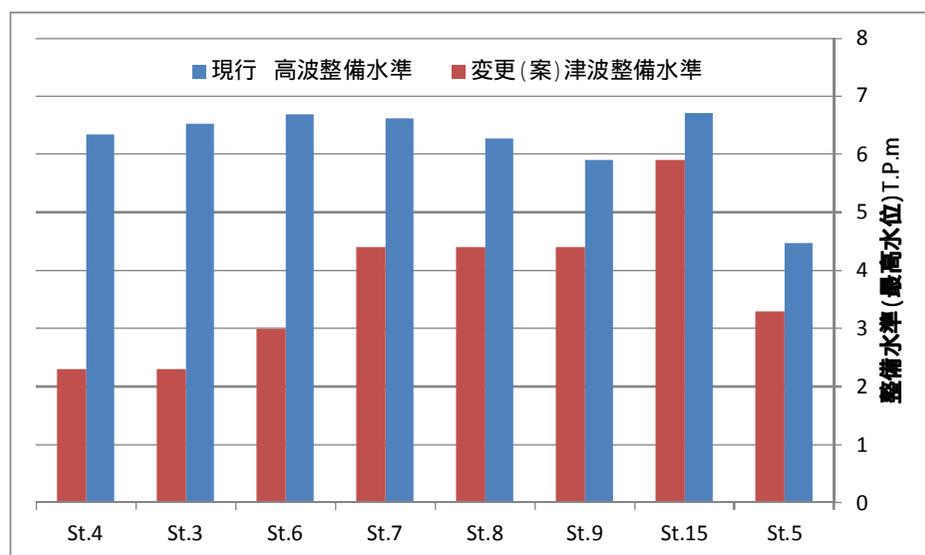
- ✓ 住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。
- ✓ 被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、設計対象の津波を超えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討し、避難を中心としたソフト対策を実施していく。

2-3-2 L1津波への対応状況

■ 設計津波水位の設定(地震津波防災対策検討委員会にて審議):

- ✓ 新たに算定した「設計津波水位(津波整備水準)」、現況施設の設計外力(高波整備水準)を比較すると、県全体の傾向として「津波整備水準 < 高波整備水準」となった。

高波および海岸侵食に対する継続事業箇所の早期完成を優先して進める必要がある



島根沿岸

隠岐沿岸

高波整備水準: 海岸の設計波高・周期¹に対し、技術基準²に従って算出した波の打ち上げ高さ
 津波整備水準: (比較地点が位置する)海岸線の設計津波水位の最大値

1) 日本海(山陰沿岸)沖波調査報告書、H4年3月

2) 海岸保全施設の技術上の基準・同解説、H16年6月

2-3-3 L1津波に対する対策の方向性

■ L1津波に対する対策

- ✓ 施設高 < 設計津波水位となる海岸も一部存在する。
- ✓ 施設高 < 設計津波水位となった区域については、経済性・維持管理の容易性・施工性・公衆の利用等を総合的に議論し、関係市町村や地元と合意形成を図っていく。
- ✓ その結果、施設の嵩上げが必要と判断された区域は、施設整備の事業化も含めて検討を行う。

原計画策定後に実施された海岸整備事業

- **高潮対策事業**：高潮や高波(越波)等によって、背後の土地に海水の浸水被害が発生する恐れのある地域について、堤防や護岸、防波堤などの新設・改良等を行う。
- **侵食対策事業**：海岸の侵食によって、背後の土地に被害が発生する恐れのある地域について、離岸堤などの新設・改良等を行う。
- **海岸環境整備事業**：国土保全および人命財産の防護とあわせて(上記の2つの事業)砂浜や、遊歩道、植栽等を整備し、快適な海岸環境を保全・創出を図る。
- **海岸修繕事業**：定期的な点検によって、発見された海岸施設の破損箇所等の修繕を行う。
- **海岸災害復旧事業**：高波、地震など異常天然現象によって被害を受けた海岸保全施設の災害復旧等を行う。

【高潮対策】浜田漁港海岸(浜田市)



【侵食対策】久手港海岸(大田市)



【環境整備】持石海岸(益田市)



【高潮対策】別府港海岸(西ノ島町)



【侵食対策】和木波子海岸(江津市)



【災害復旧】三隅港海岸(浜田市)



2-5-1 環境・景観に配慮した海岸事業の事例

■ 持石海岸整備事業(水管理・国土保全海岸): 海岸利用の促進を図るため、海岸保全施設・遊歩道・駐車場等利便施設の整備を実施

■ 大社漁港海岸整備事業(漁港海岸): 稲砂の浜、海浜公園の利用促進(護岸等の整備)と飛砂対策



【大社漁港海岸(出雲市)】



2-5-2 海岸環境・景観の保全活動の取り組み強化

■ 「海岸漂着物処理推進法」の策定を契機とした「島根県海岸漂着物対策推進計画」を平成25年3月に策定

■ 「ハートフルしまね(島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度)」を平成22年3月に創設し、地域住民や団体等による海岸保全活動を支援。

3 . 海岸保全基本計画の理念と変更箇所

3-1-1 基本理念

- 海岸法の改正に伴う「新しい津波対策への対応」と「海岸保全施設の維持又は修繕への対応」および「社会環境やニーズの変化への対応」を図る観点から、県内の海岸を「島根沿岸」「隠岐沿岸」の2つに区分し、「海岸保全に関する基本理念」に基づいて「海岸保全基本計画」を改定する。

島根沿岸・隠岐沿岸(共通)

海岸保全のアウトライン(3本柱での施策展開)

● 国土保全：

防護すべき沿岸を冬季風浪による侵食や越波被害から守り、安定した海浜を確保する。また、台風等の異常気象による高潮対策、津波対策も実施する。

● 環境保全：

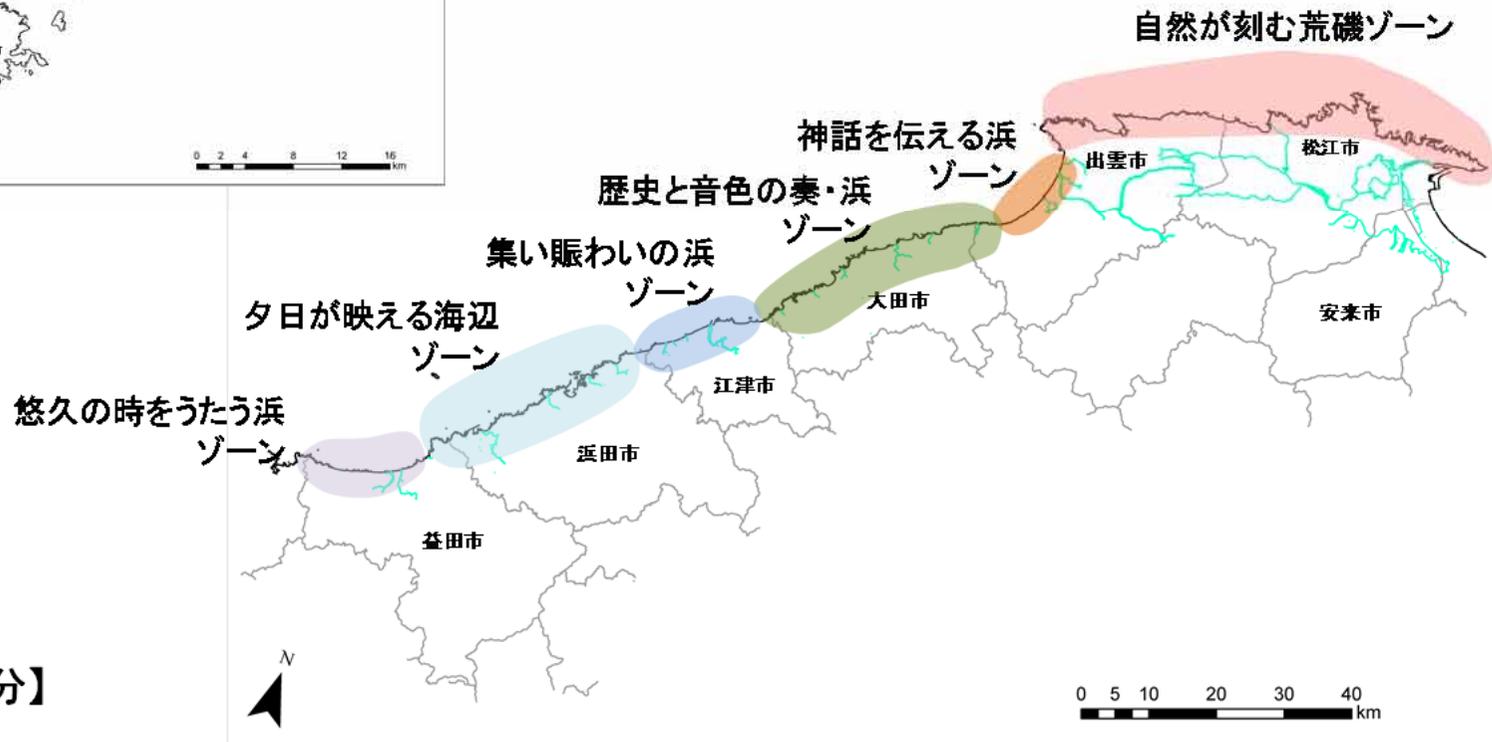
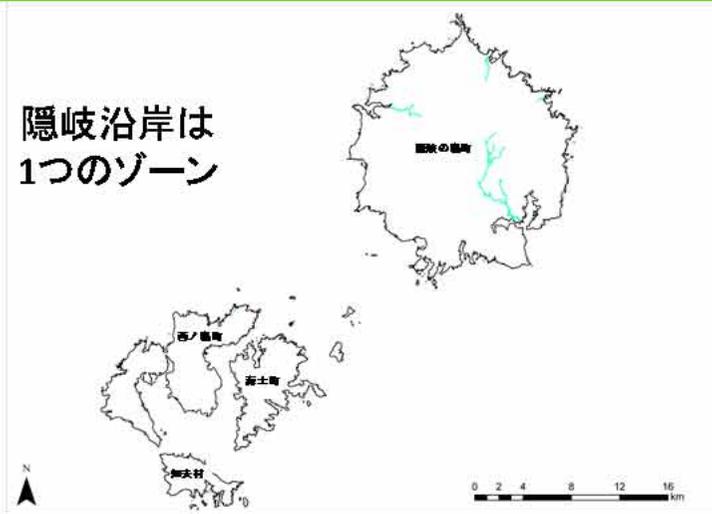
海岸の自然特性や生態系の保全・回復を図り、貴重な景観に配慮した施設を整備する。

● 海浜利用：

海と背後地の景観に配慮し、多様化する海洋レクリエーションに対応した魅力ある海浜の整備を図る。

3-1-2 海岸のゾーン区分

- 海岸線延長が長いいため、自然環境・社会環境・海岸・利用特性および住民意識の5つの特性に着目して海岸をゾーンに区分
- 島根沿岸を6つのゾーン、隠岐沿岸を1つのゾーンに区分する



- 海岸保全基本計画(本文)の目次を以下に示す。
- 赤字が今回の主な変更箇所である。

目次【改定計画】

目次【原計画】

第1編	海岸の保全に関する基本的な事項.....
第1章	計画の策定にあたって.....
第2章	海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....
2-1	海岸の概要.....
2-2	海岸事業の経緯.....
第3章	沿岸の長期的な在り方.....
3-1	防護面からの基本方針.....
3-1-1	防護面の基本方針.....
3-1-2	防護面の目標.....
3-2	環境面からの基本方針.....
3-3	利用面からの基本方針.....
3-4	ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針.....
3-4-1	ゾーン区分.....
3-4-2	ゾーン毎の基本方針.....
第2編	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....
第1章	海岸保全施設の整備計画.....
第2章	整備計画および整備にあたって配慮する事項を示す図.....
第3編	計画の見直し.....

第1編	海岸の保全に関する基本的な事項.....
第1章	計画の策定にあたって.....
第2章	海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....
2-1	海岸の概要.....
2-2	海岸事業の経緯.....
第3章	沿岸の長期的な在り方.....
3-1	防護面からの基本方針.....
3-1-1	防護面の基本方針.....
3-1-2	防護面の目標.....
3-2	環境面からの基本方針.....
3-3	利用面からの基本方針.....
3-4	ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針.....
3-4-1	ゾーン区分.....
3-4-2	ゾーン毎の基本方針.....
第2編	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項.....
第1章	海岸保全施設の施設の新設又は改良に関する事項.....
1-1	海岸保全施設を整備しようとする区域.....
1-2	海岸保全施設の種類、規模及び配置.....
1-3	対象海岸の整備の方向性と配慮事項.....
第2章	海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項.....
2-2	海岸保全施設の存する区域.....
2-3	海岸保全施設の種類、規模及び配置.....
2-4	維持又は修繕の方法.....
第3章	地区毎の海岸保全施設の整備方針.....
3-1	一覧表.....
3-2	添付図.....
第3編	その他重要事項、留意事項.....
第1章	その他重要事項.....
1-1	広域的・総合的な視点からの取組の推進.....
1-2	地域との連携の促進と海岸愛護の啓発.....
1-3	調査・研究の推進.....
第2章	今後の取り組みにおける留意事項.....
2-1	関連計画との整合性の確保.....
2-2	関係行政機関との連携調整.....
2-3	地域住民の参画と情報公開.....
2-4	計画の見直し.....

前回改定以降の事業経緯

津波対策を追加

国通達(H27.3)に準拠
・構成変更
・維持・修繕を追加

個表や付図を更新

国の基本方針に準拠

4 . 海岸の保全に関する基本的事項

4-1-1 高波と海岸侵食への対応

■ 日本海特有の激しい冬季風浪や台風に伴う高波に対して、海岸背後の家屋や土地の**安全性の向上**に努める。

■ 砂浜の侵食によって背後地の安全性低下が懸念される海岸は、**砂浜の維持・復元**を図る。
■ その際、河川の上流から海岸までの流砂系一体の**総合的な土砂管理対策**を推進するため、海岸・河川管理者の連携を強化する。

事例：湊原海岸・外園海岸等の侵食問題、「**藺の長浜土砂管理計画**」、平成27年10月



高波の状況 H.21.4撮影



H.28.7撮影

下段写真の撮影方向



H.28.7撮影

対策実施中



侵食が激しいため、海岸保全区域に追加指定手続き中

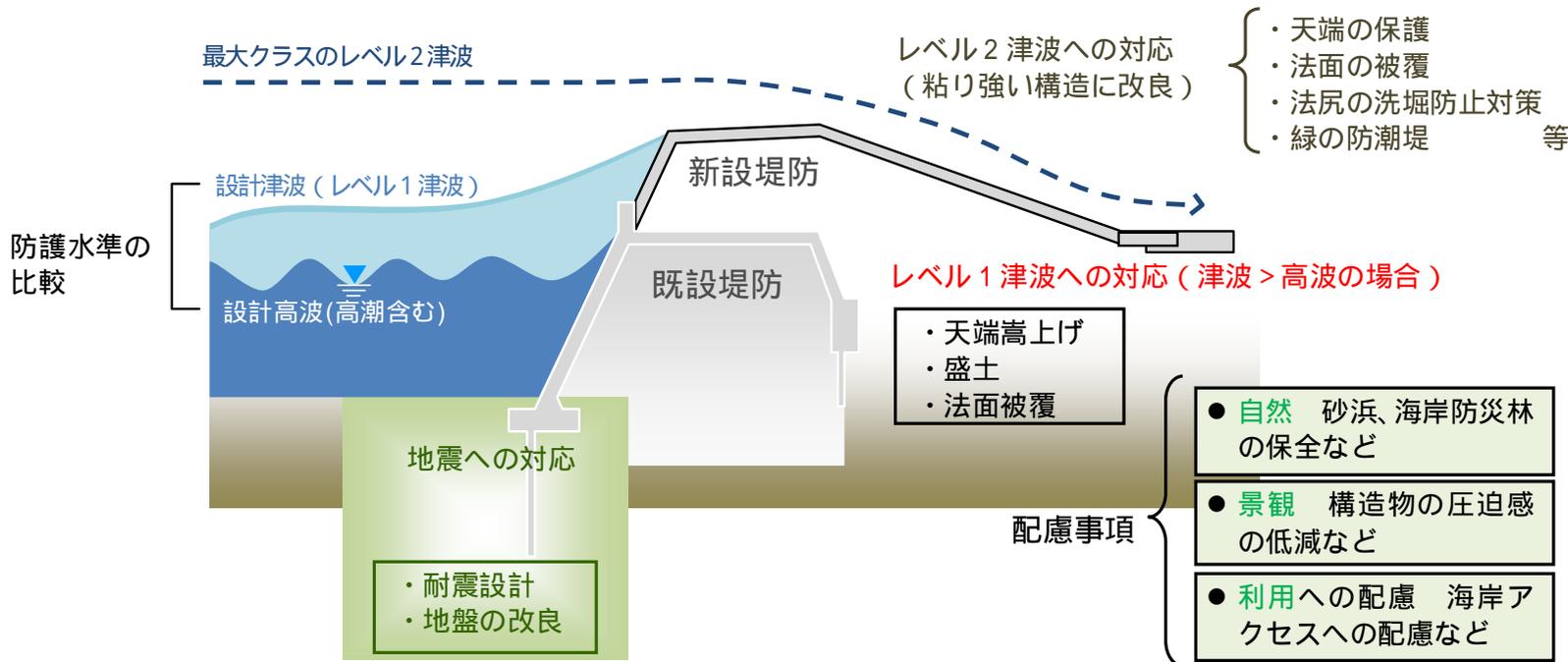
【高波と対策事例：和木波子海岸(江津市)】

【海岸侵食の事例：和木海岸(江津市)】

4-1-2 地震・津波への対応

- 住民の生命を守ることを最優先に、ハード・ソフト両面の総合的な津波対策を推進。
- 2つのレベルの津波に対して以下の方針で施設整備等を推進。

- 比較的発生頻度の高い津波(L1津波): 防災対策
 「設計津波水位」と「高波による打ち上げ高」で防護水準を見直し
 「設計津波水位」が新たな防護水準となる海岸は、
 地域の実情を踏まえて堤防高の嵩上げ必要性を検討
- 最大クラスの津波(L2津波): 減災対策
 多重防護、粘り強い構造への改良、避難等のソフト対策で対応



【地震・津波対策としての海岸堤防の整備イメージ】

【参考】

	海岸数	施設高が低い海岸の割合
島根沿岸	146	2.1%
隠岐沿岸 (島後)	38	13.2%
隠岐沿岸 (島前)	39	20.5%

) 設計津波水位に対し、既設の施設高が1m以上低い海岸の割合

4-1-3 施設の整備にあたっての留意事項

- 背後地の状況を考慮しつつ、高波・津波から海水の侵入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害が軽減されるものとする。

4-1-4 水門・陸閘等の効果的な管理運用体制の構築

- 水門・陸閘等は、現場作業員の安全確保を第一とし、以下の対応によって効果的な管理運用体制を構築していく。
 - 施設の統廃合・常時閉鎖・自動化・遠隔操作化(閉鎖の確実性向上)
 - H27年度に策定した「水門等の操作規則」に基づく平常時の訓練

4-2-1 全般

- 郷土色豊かな海岸環境、優れた海岸景観の保全を図り、自然と共存する海岸環境の保全と整備を推進する。
- 特に、大山隠岐国立公園など優れた景観、学術上および生物の生息・生育地として貴重な自然を有する海岸は、その保全に十分に配慮する。
- 全沿岸に共通する重要な保全対象としては、沿岸に広く分布する大型海産植物群落、「しまねレッドデータブック」にて絶滅危惧種とされているハヤブサ等が挙げられる。



【洗濯岩(松江市)】



【和木波子海岸(江津市)】



【国賀海岸(西ノ島町)】



【知夫赤壁(知夫村)】



【絶滅危惧種 類:ハヤブサ】

4-2-2 各沿岸特有の自然環境や景観

島根沿岸

- 岩礁・砂浜海岸が混在し、島根半島の一部が大山隠岐国立公園に、浜田市の三隅海岸が自然環境保全地域に指定されており、多数の特定植物群落などの保全に努める。
- 日本屈指の鳴り砂海岸である大田市の琴ヶ浜海岸、加賀の潜戸、石見畳ヶ浦など優れた海岸景観の保全に努める。

隠岐沿岸

- ほぼ全域が大山隠岐国立公園に指定され、ガラモ場・アマモ場が広く分布する重要湿地、海藻唯一の天然記念物であるクロキツタ(緑藻類)生息地などの保全に努める。
- 島前(西ノ島、中ノ島、知夫里島)・島後(隠岐の島)全体が隠岐ユネスコ世界ジオパーク(平成25年9月認定)であり、優れた海岸景観の保全に努める。



【島根沿岸：琴ヶ浜海岸(大田市)】



出典) 改訂しまねレッドデータブック 2013植物編

【隠岐沿岸：クロキツタ】

4-2-3 保全活動の推進等

- 自然環境の保全を適切かつ効果的に進めていくため、**地域住民や団体と連携し**、地域の海岸愛護の啓発を図る。
- 島根県での具体的な取り組み「**ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）**」によって（H24年時点で）22の海岸愛護団体が登録・活動している。

ハートフルしまね

あなたも参加しませんか？

「ハートフルしまね」とは…
島根県公共土木施設愛護活動支援制度
島根県が管理する道路・河川・海岸・都市公園・砂防の各施設におけるボランティア（美化・清掃・草刈）活動を支援する制度です。

万一来て…【保険制度】 **安心だね！**

ボランティア活動にともなって住民の方本人がケガをされた場合や、第三者に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。これにより、安心してボランティア活動に取り組むことができます。

サポートします…【交付金助成制度】 **助かるね**

道路の草刈活動は年間 100 ㎡あたり 1,500 円×面積×回数（年2回まで）、河川等の草刈活動は1人1時間あたり 200 円（年2回まで）の交付金を助成します。また美化・草刈活動に必要な材料費として、年間1万円以内の実費を助成します。※材料費…ごみ袋、軍手、植物の苗や肥料や替刃代など

継続は力なり！…【知事表彰】 **頑張ろう！**

毎年7月（河川・海岸愛護月間期間中）または8月（道路愛護月間期間中）に、道路・公園部門、河川・砂防部門、海岸・港海部門において、それぞれ愛護活動に貢献された個人または団体の皆さまを表彰します。地域の絆が深まります。

参加申込みや詳しいお問い合わせは、裏面をご覧ください。

！申込み 随時受付中！



市民団体との協働による海岸清掃
【国分久代海岸（浜田市）H24年7月】



市民団体との協働による海岸清掃
【漆原海岸（出雲市）、H25年7月】



ハートフルしまねの海岸清掃活動
【外園海岸（出雲市）、H27年9月】



地元高校等による貴重植物定植活動
【外園海岸（出雲市）、H24年6月】

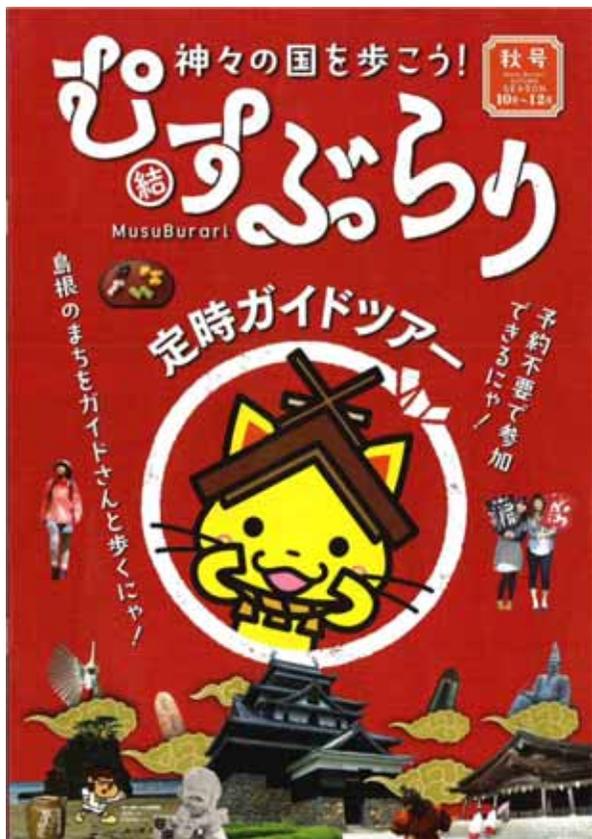
【海岸保全の活動事例】

4-3-1 全般

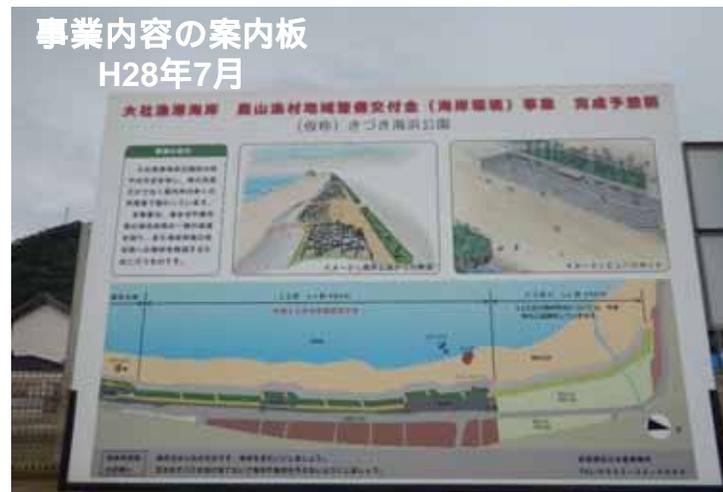
- 地元住民の生活、漁業活動、レクリエーション、交通・運輸など**多種・多様なニーズに対応した海岸づくり**に関する取り組みを支援する。

4-3-2 具体的な取り組み事例

- 利用に配慮した海岸整備：大社漁港海岸（仮称：きづき海浜公園）
- 「[菌の長浜土砂管理計画](#)」を踏まえた整備：岐久海岸、西浜海岸、外園海岸、湊原海岸
- 神々の国しまね実行委員会：町歩き観光の強化（造語“むすぶらり”、18ルートに拡大）
- おき・にしのしま海の駅（隠岐シーサイドホテル鶴丸） 山陰初（国土交通省所管）



【岐久海岸(出雲市)】
海岸利用の状況、H25年8月



【大社漁港海岸】
(出雲市)



5 . 海岸保全施設の整備に関する基本的事項

5-1-1 施設を新設又は改良しようとする区域

- 前回の計画改訂時からの海岸整備事業の進捗状況を踏まえると、今後、施設を新設する区域は以下のとおりとなる。

	区域数	内訳 (島根沿岸)	(隠岐沿岸)
前回改定時に指定された施設整備が必要な海岸	54	36	18
事業が完了した海岸	19	16	3
(周辺状況が変化し)事業を取り止めた海岸	2	1	1
事業中および事業未着手の海岸	33	19	14

今後、施設を新設する区域

1箇所あたりの平均的な海岸整備事業費は約1億円
(巻末参照)

5-1-2 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置

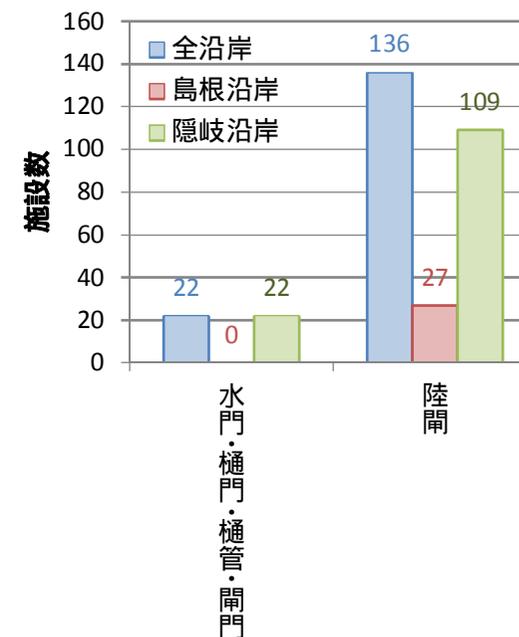
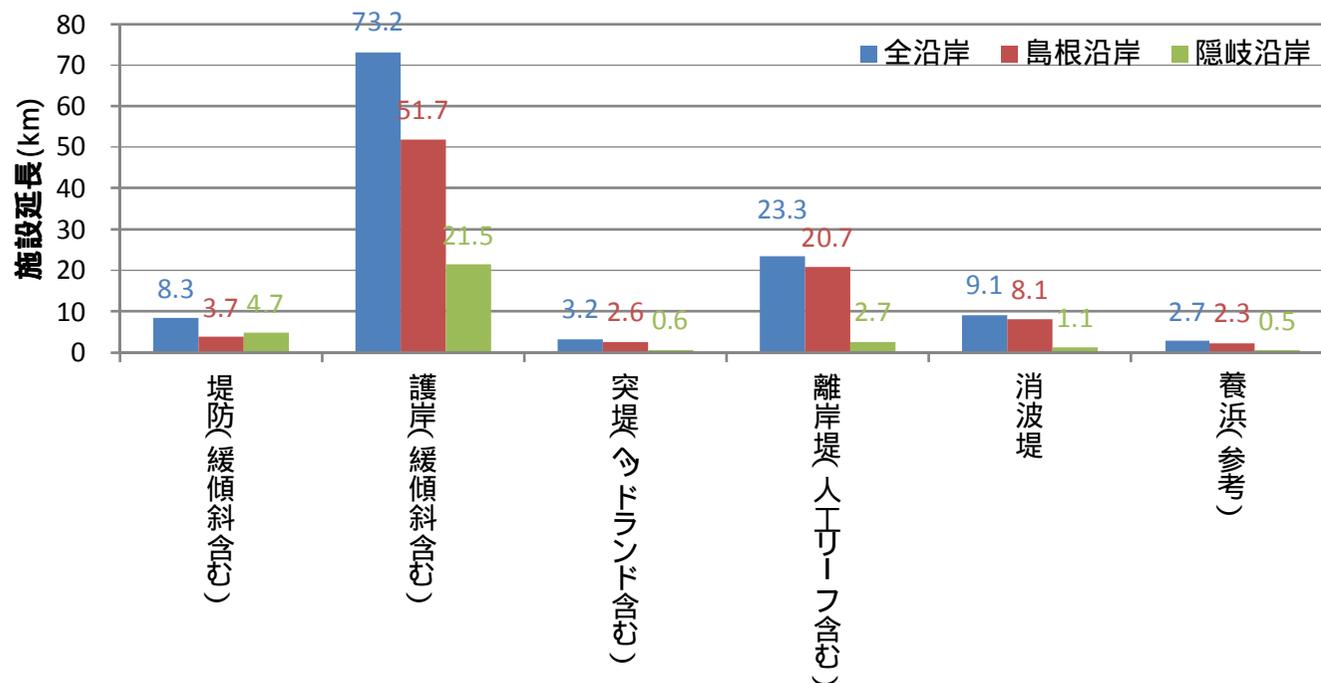
- 今後、新設予定の施設は以下のとおりである。(別表、添付図にて整理)
- ・堤防、護岸
 - ・離岸堤、潜堤・人工リーフ(沖合消波施設)
 - ・消波堤

5-2-1 施設の存する区域

- 以下の2つの区域を「施設の存する区域」とする
 - ・ 前回改定時の基本計画以前に整備が完了した区域
 - ・ 前回改定時に指定した海岸保全区域のうち、事業が完了した区域

5-2-2 施設の種類、規模及び配置

- 現在する維持・修繕の対象となる主要な施設は以下のとおりである。
 - ・ 堤防、護岸、突堤、離岸堤、潜堤・人工リーフ、消波堤
 - ・ 水門、樋門、陸閘
- 施設延長は、全沿岸でみると護岸が73.2kmと最も長く、次いで離岸堤の23.3kmである。
- 水門等は全沿岸で22箇所、陸閘は136箇所あり、島根沿岸よりも隠岐沿岸で多い。



5-2-2 施設の種類、規模及び配置

■ 代表的な現存施設の一例(現地写真)を以下に示す。



【主要な現存施設の一例】

(海岸保全施設としての) 高潮・津波防波堤、砂浜、樹林、閘門、排水機場は存在しない

5-2-3 維持又は修繕の基本方針

- 予防保全型の維持管理を行って施設を長寿命化し、将来発生する施設の維持管理コストの軽減や平滑化を図る。
- そのための基本的かつ重要な取り組みとして、1回以上/年、調査員の目視による対象施設の定期的な巡視・点検、異常時の臨時点検を実施し、施設の損傷・劣化およびその他の変状に関する情報を記録・管理する。
- また、海岸管理に係る上位計画を踏まえつつ、必要に応じて施設の長寿命化計画を作成し、計画的な施設の維持又は修繕を行う。

(国土交通省・農林水産省：海岸保全施設維持管理マニュアル、平成26年3月に準拠)

5-2-4 予防保全型維持管理の実態

所管海岸	島根県の実態
水管理・国土保全海岸	<ul style="list-style-type: none"> • H25年に策定した「河川等管理施設維持管理運用方針」に従い、施設の巡視・点検を実施
漁港海岸	<ul style="list-style-type: none"> • 各事務所に配置された専門員による年数回の巡視、異常時点検を(漁港施設と併せて)実施 • 浦郷漁港はH27年に海岸保全施設の長寿命化計画を策定
港湾海岸	<ul style="list-style-type: none"> • 事務所の職員による年1回の巡視、異常時点検を実施
農地海岸	<ul style="list-style-type: none"> • 事務所の職員による年1回の巡視、異常時点検を実施

(参考) 施設の巡視・点検の時期、頻度、方法

国 (指針等)	国土交通省 水管理・国土保全局、港湾局 農林水産省農村振興局、水産庁 (H26.3 海岸保全施設維持管理マニュアル)				国土交通省水管理・国土保全局 (H24.5 堤防等河川管理施設及び河道の点検要領)				
鳥根県 (指針等)	農林水産部漁港整備課 (上記の国マニュアルに準拠)		農林水産部農地整備課 (国のマニュアルに準拠)	土木部 港湾空港課 (国のマニュアルに準拠)	土木部河川課 (H25.4 河川等管理施設の維持管理における 巡視・点検運用方針)				
マ ニ ュ ア ル ・ 方 針 の 記 載 内 容	種類	巡視・異常時点検	一次点検	二次点検	左記のとおり	左記のとおり	管理施設点検	安全利用点検	定点観測
	目的	防護機能、背後地、利用者の安全に影響する大きな変状の発見	施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握	施設健全度の把握	左記のとおり	左記のとおり	施設変状(状態)の把握	施設等を利用する際の安全性の確認	海岸汀線等の変化の履歴を蓄積
	内容	陸上目視(変状の進展)	陸上目視(大きな変状)	近接目視、詳細調査	左記のとおり	左記のとおり	重要度が高い施設・箇所は徒歩点検 それ以外は車上山点検	重要度が高い施設・箇所は徒歩点検 それ以外は車上山点検	定点を選定し、写真撮影
	時期	施設利用が見込まれる連休前や地域特性を考慮	地域特性を考慮	一次点検で必要とされた場合	左記のとおり	左記のとおり	・出水期前 ・重要度が高い施設は、波浪警報などの気象状況のあとに実施	・施設利用が本格的になる前 ・重要度が高い施設は、波浪警報などの気象状況のあとに実施	・安全利用点検に合わせて実施 ・波浪警報等発表時は適宜実施
	頻度	巡視: 数回 / 1年 異常時: 地震・津波・高潮等発生後	1回程度 / 5年	1回程度 / 5年	左記のとおり	左記のとおり	1回以上 / 1年	1回以上 / 1年	1回程度 / 1年
	対象範囲	重点点検箇所	対象施設の全延長	一次点検で必要とされた箇所	左記のとおり	左記のとおり	各県土整備事務所が所管する海岸保全区域 重要箇所は別表で整理	実施要領に準拠別表にて整理	重要水防箇所 危険箇所等の観測が必要な箇所

5-2-6 別表、添付図の作成

■ 海岸保全区域毎に、施設の種類・延長・天端高、施設整備の状況等を整理した。

No.(東から)	市町村名	現基本計画での海岸名	よみがな	所管	海岸保全区域延長(m)	防護施設延長(m)	現況堤防高下限(T.P.m)	現況堤防高上限(T.P.m)	海岸保全施設の種類	施設整備の状況
1	松江市	境港海岸美保関地区	さかいこうかいがみほのせきちく	港湾局	2,382	2,089	3.8		護岸	事業完了
2	松江市	海崎港海岸	かいざき	港湾局	0	0	-		施設なし	
3	松江市	五本松海岸	ごほんまつ	水国局	429	380	3.9		護岸、消波工	
4	松江市	美保関漁港海岸	みほのせき	水産庁	0	0	-		施設なし	
5	松江市	才港海岸	さい	港湾局	0	0	-		施設なし	
6	松江市	軽尾港海岸	かるび	港湾局	0	0	-		施設なし	新設(未着手)
7	松江市	雲津漁港海岸	くもづ	水産庁	110	0	-		施設なし	
8	松江市	諸喰港海岸	もろくい	港湾局	247	119	2.5		堤防	
9	松江市	法田港海岸	ほうだ	港湾局	1,115	571	2.0		護岸	
10	松江市	七類港海岸(七類)	しちるい(しちるい)	港湾局	1,508	473	1.3		護岸	新設(未着手)
11	松江市	七類港海岸(猿渡)	しちるい(ざるわたり)	港湾局	312	166	2.6		護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ	
12	松江市	惣津港海岸	そうづ	港湾局	0	0	-		施設なし	
13	松江市	惣津海岸	そうづ	水国局	1,650	896	4.5		護岸	新設(未着手)
14	松江市	美保関海岸笹子地区(農林)	みほのせきかいがみほのせきちく	農振局	600	345	3.5		堤防	
15	松江市	笹子港海岸	ささご	港湾局	0	0	-		施設なし	
16	松江市	片江漁港海岸	かたえ	水産庁	430	150	-		離岸堤	新設(未着手)
17	松江市	美保関海岸立花地区(農林)	みほのせきかいがみほのせきちく	農振局	207	140	3.6		堤防	
18	松江市	菅浦港海岸	すげうら	港湾局	0	0	-		施設なし	
19	松江市	美保関海岸菅浦地区(農林)	みほのせきかいがみほのせきちく	農振局	430	276	3.5		堤防	
20	松江市	美保関海岸北浦地区(農林)	みほのせきかいがみほのせきちく	農振局	130	130	3.5		堤防	
21	松江市	稲積漁港海岸	いなづみ	水産庁	0	0	-		施設なし	
22	松江市	北浦海岸	きたうら	水国局	530	340	2.7		護岸、人工リーフ、養浜	事業完了
23	松江市	千酌港海岸	ちくみ	港湾局	810	520	3.5		護岸、突堤、離岸堤	
24	松江市	美保関海岸千酌地区(農林)	みほのせきかいがみほのせきちく	農振局	193	0	-		施設なし	
25	松江市	笠浦漁港海岸	かさうら	水産庁	390	356	3.0		護岸	新設(未着手)
26	松江市	笠浦港海岸	かさうら	港湾局	256	136	2.0		施設なし	新設(未着手)
27	松江市	野井漁港海岸	のい	水産庁	150	135	4.5		護岸	
28	松江市	島根海岸向前地区(農林)	しまねかいがみほのせきちく	農振局	220	215	3.2		堤防	
29	松江市	瀬崎漁港海岸	せざき	水産庁	95	50	4.5		護岸	
30	松江市	島根海岸小バセ地区(農林)	しまねかいがみほのせきちく	農振局	104	85	3.8		堤防	
31	松江市	沖泊漁港海岸	おきどまり	水産庁	0	0	-		施設なし	
32	松江市	多古漁港海岸	たこ	水産庁	0	0	-		施設なし	
33	松江市	野波<小波>漁港海岸	のなみ<こなみ>	水産庁	1,795	1,592	3.0	-	堤防、護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ	事業完了
34	松江市	野波漁港海岸	のなみ	水産庁			2.9	4.4		
35	松江市	佐波港海岸	さなみ	港湾局	466	102	2.5		護岸	

【別表のサンプル:松江市 No.1境港海岸～No.35佐波港海岸】

6. その他留意事項等

その他重要事項

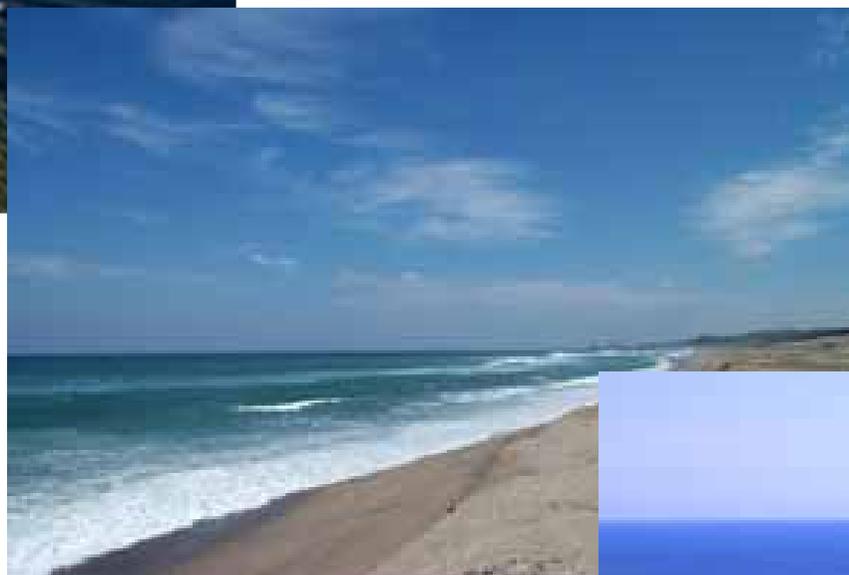
- 広域的・総合的な視点からの取組の推進
 - 一体的・計画的な防災・減災対策の推進
 - 海岸侵食問題に対する総合的な土砂管理
 - 広域的な海岸利用への配慮
- 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
 - 災害に強い地域づくり
 - 海岸美化、希少動植物の保護
 - 適正な海岸利用の促進
 - 海岸愛護の普及、人材育成

(今後の取り組みにおける)留意事項

- 関係計画との整合性の確保
- 関係行政機関との連携調整
- 地域住民の参画と情報公開
- 計画の見直し



洗濯岩【松江市】



和木波子海岸【江津市】



国賀海岸【隠岐郡西ノ島町】

座礁船舶の撤去命令

現状と課題

○改正前の海岸法では、海岸保全区域内の海域において座礁し、放置された船舶を撤去させることができない



➡ 海岸保全施設の損傷等を防止するため、座礁した船舶を撤去させる仕組みが必要

改正内容

■海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令
(※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能) 【法律の公布から2月以内施行】

海岸協力団体制度の創設

現状と課題

○近年、民間の法人・団体が海岸において多種多様な活動を実施

➡ 海岸の維持管理を充実させるため、これらの法人・団体の活動の促進が必要

<民間団体等の具体的な活動の事例>



海岸環境の維持
(清掃活動)



海岸植生の保護



希少種保護
(ウミガメ卵の保護)



利用の適正化
(車両乗入れ監視)



環境教育活動



調査研究

改正内容

■海岸管理者は、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定 【法律の公布から2月以内施行】

【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 水政課、海岸室
港湾局 海岸・防災課
〒100-8918
東京都千代田区霞が関2丁目1-3
電話：03-5253-8111 (代表)

農林水産省 農村振興局 整備部 防災課
水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課
〒100-8907
東京都千代田区霞が関1丁目2-1
電話：03-3502-8111 (代表)

**「海岸法の一部を改正する法律」が
第186回通常国会において成立し、
平成26年6月11日に公布されました
(平成11年以来15年ぶりの改正)**

切迫する南海トラフ地震等に備えた
海岸における防災・減災対策の強化

海岸保全施設の老朽化への
早急な対策



(東日本大震災における津波による甚大な被害)



(堤防の点検)

主な改正内容

- 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け
- 水門・陸閘等の操作規則等の策定
- 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定
- 座礁船舶の撤去命令
- 海岸協力団体制度の創設

平成26年6月

農林水産省 農村振興局
水産庁
国土交通省 水管理・国土保全局
港湾局

減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け

現状と課題

○東日本大震災では、堤防を越えた津波により、堤防が壊れ、背後地に甚大な被害が発生



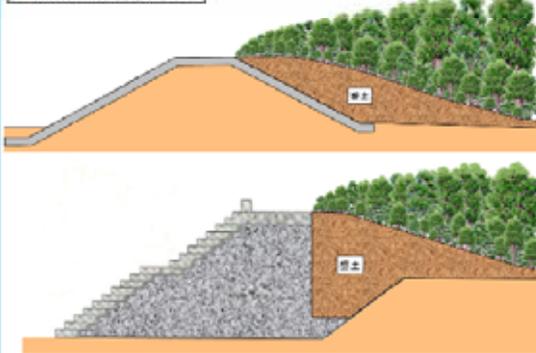
→ 津波が堤防を越えた場合に、堤防が壊れるまでの時間を遅らせ、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する施設の整備が必要

改正内容

■堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林(「緑の防潮堤」)など粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け 【法律の公布から2月以内施行】

■関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置 【法律の公布から2月以内施行】

「緑の防潮堤」イメージ



緑の海岸保全計画イメージ



海岸保全施設の維持・修繕基準の策定

現状と課題

○海岸堤防等は、高度成長期等に集中的に整備され、今後急速に老朽化

→ 予防保全の観点に立った海岸保全施設の適切な維持・修繕が必要

<海岸堤防等の老朽化の現状>



※平成25年2月 国土交通省、農林水産省調べ(約千箇所、宮城県、福島県を除く)
※完成後50年以上経過した施設には、施工年不明の施設を含んでいる



改正内容

■海岸管理者は海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化

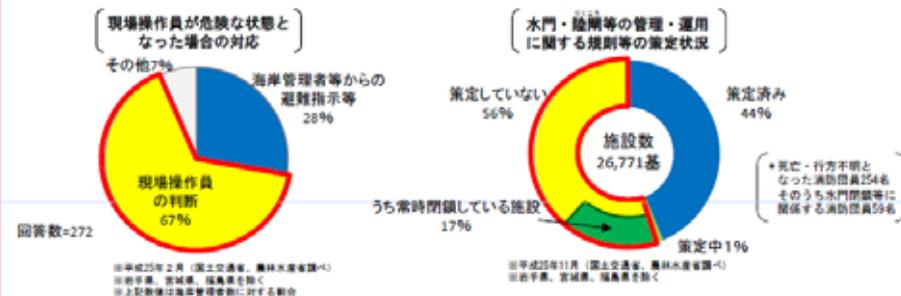
■統一的な維持・修繕の基準を策定 【法律の公布から6月以内施行】

水門・陸閘等の操作規則等の策定

現状と課題

○東日本大震災では、水門・陸閘等の操作に従事していた方が多数犠牲*になった

→ 現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための体制強化が必要



改正内容

■海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付け 【法律の公布から6月以内施行】

■海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償 【法律の公布から2月以内施行】



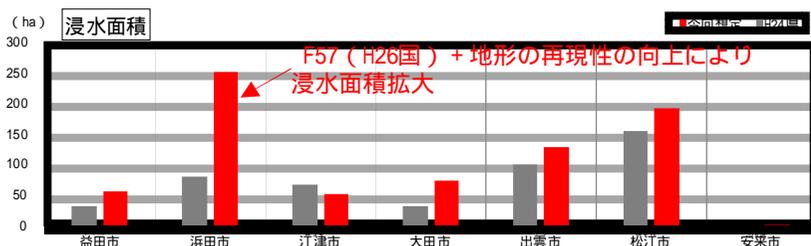
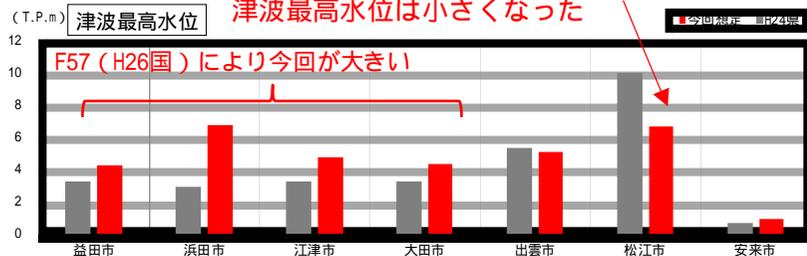
L2津波への対応状況

■ 津波浸水想定(地震津波防災対策検討委員会にて審議):

- ✓ 最悪条件下で想定される津波浸水を予測した結果、平成24年公表値に比べて、津波最高水位は低くなる市町村もあるが、浸水面積は総じて大きくなった

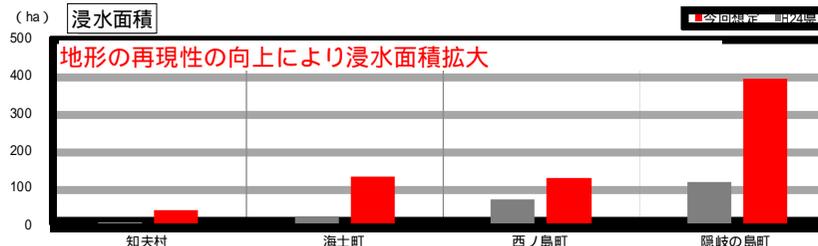
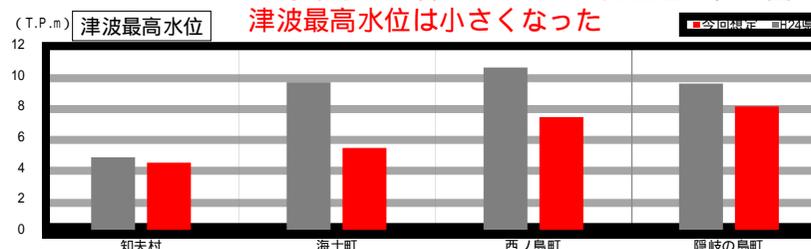
(島根沿岸)

H26国の7断層を取り入れた結果、H24県の佐渡北方沖等の断層パラメータが見直され、今回の津波最高水位は小さくなった



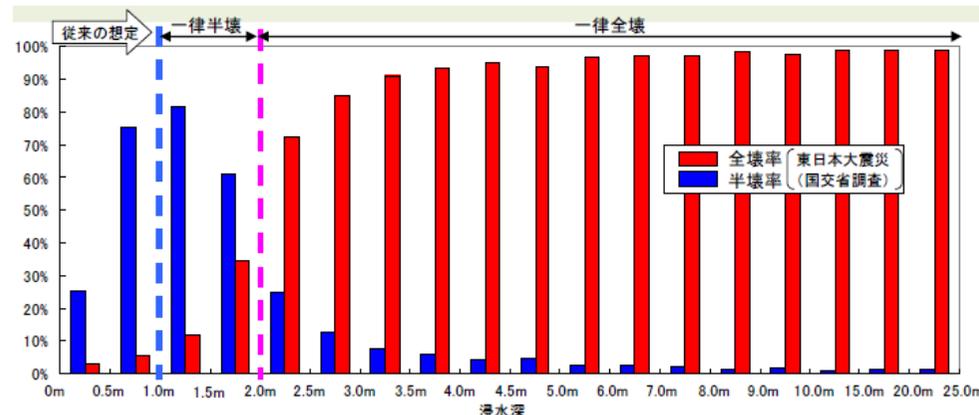
(隠岐沿岸)

H26国の7断層を取り入れた結果、H24県の佐渡北方沖等の断層パラメータが見直され、今回の津波最高水位は小さくなった



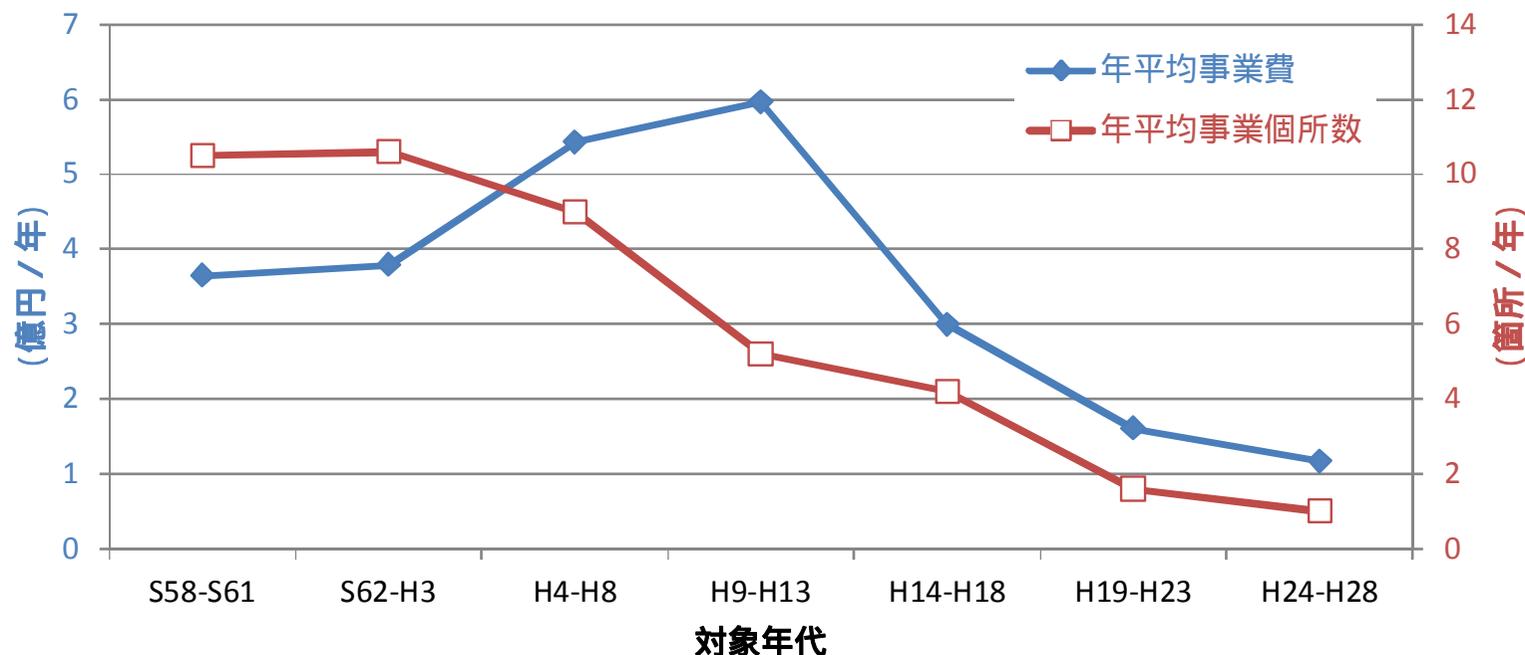
■ L2津波に対する対策

- ✓ 浸水想定結果を受けて、都道府県知事は津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定を検討する。市町村は津波対策の推進計画の作成、津波ハザードマップの作成を行う。
- ✓ 津波災害警戒区域に指定された場所は基準水位を公表し、避難する高さを明示して効率的な避難計画等を策定していく



平均的な年間事業費、事業箇所数

- 旧河川局所管の海岸
- ✓ 昭和58年以降の年平均海岸事業費は平成9～13年をピークに減少傾向にある。
- ✓ 年平均の事業実施個所は平成4年以降徐々に減少している。
- ✓ 前回改定時(平成19年)以降をみると、1箇所あたり約1億年の事業が平均で1～2箇所実施されていることになる。



項目	単位	S58-S61	S62-H3	H4-H8	H9-H13	H14-H18	H19-H23	H24-H28
年平均事業費	(千円)	364,550	378,858	542,940	596,700	299,400	160,240	116,800
	(億円)	3.6	3.8	5.4	6.0	3.0	1.6	1.2
1箇所辺りの事業費	(億円)	0.3	0.4	0.6	1.1	0.7	1.0	1.2
年平均事業箇所数	(箇所)	10.5	10.6	9.0	5.2	4.2	1.6	1.0